府　令

○内閣府令第五十五号

船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）その他の関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、船主相互保険組合法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年八月四日

内閣総理大臣　菅　　義偉

船主相互保険組合法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（船主相互保険組合法施行規則の一部改正）

第一条　船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年大蔵省運輸省令第二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第三十条第四項」を「第三十条第六項」に改め、同条を第十八条の二とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

（法第三十条第五項に規定する内閣府令で定める方法）

第十八条　法第三十条第五項（法第四十八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める方法は、第四条第一項第二号に掲げる方法とする。

第十九条第一項中「第三十条第五項」を「第三十条第七項」に改める。

第二十二条に次の一項を加える。

3　第一項の規定による認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書類の提出については、第二十二条第三項の規定を準用する。

第七十七条第一項第三号中「第三十条第四項」を「第三十条第六項」に改め、同項第四号中「第三十条第五項」を「第三十条第七項」に改める。

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正）

第二条　財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「作成する監査報告書」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）」を、「中間監査報告書」の下に「（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）」を、「四半期レビュー報告書」の下に「（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する監査報告書、中間監査報告書及び四半期レビュー報告書に係る電磁的記録は、作成者の署名に代わる措置として、作成者による電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）が行われているものでなければならない。

第四条第一項中「自署し、かつ、自己の印を押さなければ」を「署名しなければ」に改め、同項第一号リ中「第三十四条の十二第三項」を「第三十四条の十二第四項」に改め、同条第十項各号中「第三条第四項各号」を「第三条第五項各号」に改める。

第六条に次の一項を加える。

2　前項に規定する監査調書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

（損害保険料率算出団体に関する内閣府令の一部改正）

第三条　損害保険料率算出団体に関する内閣府令（平成八年大蔵省令第七号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（電磁的方法）

第四条の二　法第七条の二の十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第百十条第二号中「第二百七十一条第二項」を「第二百七十一条第三項」に改める。

（特定目的信託財産の計算に関する規則の一部改正）

第五条　特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第五十六条中「第二百七十一条第三項」を「第二百七十一条第四項」に改める。

第五十七条第二項中「第二百五十三条」を「法第二百五十三条」に、「第二百六十条第五項」を「法第二百六十条第五項」に、「第二百七十一条第二項」を「第二百七十一条第三項」に改める。

（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正）

第六条　財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「内部統制監査報告書」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項に規定する電磁的記録は、作成者の署名に代わる措置として、作成者による電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）が行われているものでなければならない。

第六条第一項中「自署し、かつ、自己の印を押さなければ」を「署名しなければ」に改め、同項第六号中「第三十四条の十二第三項」を「第三十四条の十二第四項」に改める。